

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和5年度税制改正の概要 －「新しい資本主義」の実現に向けた税制改正－
著者 / 所属	伊藤 司 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	453号
刊行日	2023-2-8
頁	18-32
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230208.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

令和5年度税制改正の概要

— 「新しい資本主義」の実現に向けた税制改正 —

伊藤 司

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 令和5年度税制改正の概要
 - (1) 成長と分配の好循環の実現
 - (2) 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応
 - (3) 地域における活力と安全・安心な暮らしの創造
 - (4) 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し
 - (5) 円滑・適正な納税のための環境整備
 - (6) その他
3. 今後の課題
 - (1) N I S A制度に関する課題
 - (2) 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置に関する課題
4. おわりに

1. はじめに

岸田内閣総理大臣は、従来の新自由主義的な政策は経済の原動力となった反面、経済的格差の拡大などの多くの弊害をもたらしたとして、成長と分配の好循環¹による「新しい資本主義」の実現を目指すことを掲げている。令和4年6月7日には、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を閣議決定し、新しい資本主義²の実現に向けて必要不可欠

¹ 岸田総理は、第205回国会参議院本会議において、「成長なくして分配なし。同時に、分配なくして次の成長もなしであります。成長の果実をしっかりと分配することで初めて次の成長が実現いたします」と発言している（第205回国会参議院本会議録第3号5頁（令3.10.12））。

² 「新しい資本主義」に関しては、これを貫く基本的な思想について、「①「市場も国家も」、「官も民も」によって課題を解決すること、②課題解決を通じて新たな市場を創る、すなわち社会的課題解決と経済成長の二兎を実現すること、③国民の暮らしを改善し、課題解決を通じて一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現すること、である」としている（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」2頁）。

な財政出動や税制改正を中長期観点から機動的に行うこととした³。

さらに、同年10月28日に閣議決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、税制については「NISAの抜本的拡充・恒久化」、「スタートアップに関わる税制措置」について検討を行い、令和5年度税制改正で結論を得ることとした。

以上を踏まえつつ、自由民主党及び公明党は令和5年度税制改正について議論を行い、同年12月16日、「令和5年度税制改正大綱」（以下「令和5年度与党税制改正大綱」という。）を決定した。これを受け、政府は同月23日、「令和5年度税制改正の大綱」を閣議決定した。

本稿では、令和5年度税制改正について、両大綱等に基づき、その主な内容を紹介するとともに、関連する課題について述べる。

2. 令和5年度税制改正の概要

（1）成長と分配の好循環の実現

ア NISA制度の抜本的拡充・恒久化

（ア）現行のNISA制度

NISA制度（少額投資非課税制度）は、一定金額の範囲内の上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等が非課税となる特例である。現行制度は年間120万円を上限に5年間非課税で運用できる「一般NISA」、積立・分散型投資に適した一定の投資信託を対象に年間40万円を上限に20年間非課税で運用できる「つみたてNISA」があり⁴、いずれかを選択して利用することとされている（図表1）。

図表1 現行のNISA制度の概要（～令和5年まで）

	一般NISA	いずれかを選択	つみたてNISA
年間の投資上限額	120万円 (平成26・27年は100万円)		40万円
非課税期間	5年間		20年間
口座開設可能期間	平成26年～令和5年		平成30年～令和19年
投資対象商品	上場株式・公募株式投資信託等		積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)
投資方法	制限なし		契約に基づき、定期的かつ継続的な方法で投資

（出所）財務省資料より作成

（イ）令和2年度税制改正の内容

令和2年度税制改正では、成長資金の供給を促しつつ、少額からの積立・分散投資による家計の安定的な資産形成を更に促進する観点から、令和6年1月1日以降、一般NISAを2階建ての新たな制度（新NISA）に組み替えることとされた⁵。新NISA

³ 中でも「人への投資と分配」、「科学技術・イノベーションへの重点的投資」、「スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進」、「GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資」の4本柱への投資を重点化することとしている。

⁴ このほかにも、18歳未満を対象に年間80万円を上限に非課税で運用ができる「ジュニアNISA」がある。

⁵ なお、ジュニアNISAについては口座開設可能期間を延長せず、新規の口座開設を令和5年12月31日までとすることとされた。

は、原則として1階部分の非課税の積立投資を行っている場合に2階部分の非課税投資を行える仕組みとすることとされた。しかし、この新NISAについては、2階建ての仕組みが複雑で分かりにくいといった声も上がっていた⁶。

(ウ) 令和5年度税制改正の内容

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、我が国個人の金融資産2,000兆円のうち半分以上が現預金であることから、家計が豊かになるために、家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要があるとして、NISA制度の抜本的な拡充を図るとした。そして、令和4年11月28日に新しい資本主義実現会議において「資産所得倍増プラン」が決定され、5年間でNISA総口座数（一般・つみたて）を現在の1,700万⁷から3,400万、NISA買付額を現在の28兆円⁸から56兆円に倍増させるなどの目標を掲げ、NISA制度の抜本的拡充や恒久化などに取り組むこととされた。

令和5年度税制改正では、資産所得倍増プランの実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が成長の果実を享受できる環境を整備するといった観点から、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行うこととしている（図表2）。

図表2 NISA制度の抜本的拡充・恒久化（案）

（令和6年1月から適用）

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間（注1）	無期限化		同左
生涯非課税限度額（総枠）（注2）	1,800万円 ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）		
口座開設期間	恒久化		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託		上場株式・投資信託等（注3） ※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、高レバレッジ投資信託などを対象から除外
対象年齢	18歳以上		
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

（注1）非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。

（注2）利用者それぞれの生涯非課税限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理。

（注3）金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施する旨を大綱に明記。

（注4）令和6年1月から施行予定の新NISA制度については、その施行を見直し、今回の抜本的拡充・恒久化した制度に移行する。

（注5）令和5年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税保有期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を図る。

（出所）財務省資料より作成

具体的には、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間及び口座開設期間をともに無期限化し、NISA制度を恒久的な措置とすることとしている。あわせて、ライフステージ等に応じて投資

⁶ 第201回国会参議院財政金融委員会会議録第3号3～4頁（令2.3.10）等

⁷ 金融庁「NISA・ジュニアNISA利用状況調査 令和4年6月末時点」（令和4年11月4日公表）

⁸ 前掲脚注7

ペースを調節できるよう、年間投資上限額を現行のつみたてNISAの水準（年間40万円）の3倍となる120万円まで拡充することとしている。加えて、家計から資本市場への資金の流れを後押しする観点から、上場株式等への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設け、「つみたて投資枠」との併用を可能としている。

「成長投資枠」の年間投資上限額については、現行の一般NISAの水準（年間120万円）の2倍となる240万円まで拡充することとしている。一方で、投資余力が大きい高所得者層に対する際限ない優遇とならないよう、年間投資上限額とは別に一生涯にわたる非課税限度額が設定され、その総額は、老後等に備えた十分な資産形成を可能とする観点から、現行のつみたてNISAの水準（年間40万円×20年間＝800万円）の倍以上となる1,800万円としている。また、その内数として、「成長投資枠」については、現行の一般NISAの水準（年間120万円×5年間＝600万円）の2倍となる1,200万円としている。

なお、令和6年1月から施行予定であった新NISAについては、その施行を見直し、今回の抜本的拡充・恒久化した制度へ移行する⁹こととしている。

イ スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、スタートアップの育成は、経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵であるとして、5年10倍増を視野に5か年計画を策定するとした。そして令和4年11月28日に、新しい資本主義実現会議において「スタートアップ育成5か年計画」が決定された。同計画では、5年後の2027（令和9）年度にはスタートアップへの投資額を現在の8,000億円から10兆円規模とすることや、将来的にユニコーン（時価総額1,000億円超の未上場企業）を100社、スタートアップを10万社創出することなどが掲げられ、スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築、資金供給の強化と出口戦略の多様化、オープンイノベーションの推進の3本柱の取組を一体として推進するとした。

令和5年度税制改正では、特に資金の集まりにくいプレシード・シード期¹⁰のスタートアップに対するエンジェル投資家の投資を更に支援する観点から、エンジェル税制¹¹の見直しを行うこととしている。具体的には、投資段階での優遇措置において、保有する株式を売却し、要件を満たすスタートアップ¹²に再投資した分の株式譲渡益について、20億円までは非課税とする措置を新たに講ずることとしている。

⁹ 現行の一般NISA及びつみたてNISAについては、令和5年末で買付を終了することとするが、非課税口座内にある商品については、新しい制度における非課税限度額の枠で現行の取扱いを継続することとしている。

¹⁰ 一般的に、プレシード期は製品やサービスに関するアイデアやコンセプトを構想する段階、シード期は事業計画等を作成している段階のことを言う。総じて創業前後の事業化前段階を指しているものと思われる。

¹¹ エンジェル税制とは、ベンチャー企業への投資の促進を図る観点から、要件を満たした企業への投資を行った個人投資家について講じられる税制上の特例措置である。対象企業へ投資した分、その年の所得金額等について課税の繰延べを認める投資段階での優遇措置と、対象企業への投資で譲渡損が発生した場合に損益通算や繰越控除を認める譲渡段階での優遇措置から成る。

¹² 現行のエンジェル税制の対象である未上場のスタートアップ企業のうち、①設立5年未満、②前事業年度まで売上が生じていないか、又は前事業年度の試験研究費等／出資金の比率が30%超、③営業損益が赤字、といった要件を満たす企業を対象とすることとしている。なお、プレシード・シード期のスタートアップへの投資については、投資段階及び譲渡段階での優遇措置における外部資本要件を6分の1以上から20分の1以上に引き下げるものとしている。

また、リスクを取って出資する創業者を後押しする観点から、現行のエンジェル税制では対象とならない自己資金による起業についても、事業実態が認められる場合¹³には、エンジェル税制と同様の優遇が受けられる措置を講ずることとしている。

ウ 研究開発税制の見直し

研究開発税制は、試験研究費について、増減試験研究費割合¹⁴に応じた税額控除が適用される「一般型」と、国の試験研究機関や大学等と共同で行う試験研究に要する費用（特別試験研究費）について、その種類ごとに決められた一定割合の税額控除が適用される「オープンイノベーション型」の2種類から成る。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、「オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める」こととされた。

令和5年度税制改正では、今まで以上のメリハリ付けを行い、研究開発投資の量の増加と質の向上のための見直しを行うこととしている。

まず、研究開発費の増加インセンティブを強化する観点から、一般型の控除率カーブの傾斜を急にしつつ、控除率の下限を2%から1%に引き下げることとしている（図表3）。また、控除額が上限（法人税額の25%）に達した企業に対してもインセンティブ強化となるよう、試験研究費の増減率に応じて税額控除の上限を法人税額の20%から30%の間で変動させる措置も講ずることとしている。

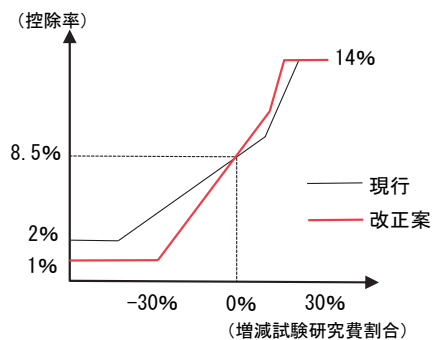
さらに、研究開発の質を高める観点から、試験研究費の範囲の見直しを行うこととしている。現行制度では、ビッグデータやAI等を活用した「サービス開発」に係る試験研究費については、ビッグデータを新たに収集することが要件とされていたが、今回の改正により、既存のビッグデータを活用する場合も本税制の対象とすることとしている。一方、現行制度では、考案されたデザインに基づく「設計・試作」は、性能向上を目的としていなくても対象となっていたが、今回の改正により対象外とすることとしている。

また、幅広いスタートアップ企業との共同研究等を促す観点から、オープンイノベーション型における「研究開発型スタートアップ企業」の対象を再定義する¹⁵とともに、出資者となるファンドに対する認定を不要とすることで、対象を大幅に拡大することとしている。

エ 企業による先導的人材投資に係る税制措置

政府は、「人への投資」の施策パッケージを3年間に4,000億円規模で実施していたが、

図表3 研究開発税制（案）
＜控除率カーブ＞



（出所）財務省資料より作成

¹³ 販売費及び一般管理費／出資金の比率が30%超であることなど

¹⁴ (試験研究費の額－比較試験研究費の額)／比較試験研究費の額。なお、比較試験研究費とは、前3年以内に開始した各事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額を平均した額をいう。

¹⁵ 改正後の対象は、①他の会社の子会社ではない未上場の株式会社、②設立15年未満（10年以上の場合は営業赤字であること）、③売上高研究開発費比率10%以上、④ベンチャーファンド又は研究開発法人の出資先であることとしている。

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、同施策パッケージを5年間で1兆円規模へと拡充することとした¹⁶。

令和5年度税制改正では、こうした経済対策に加えて、企業が自身の経営資源を用いて行う先導的人材投資を後押しするための改正を行うこととしている。具体的には、企業が学校教育に積極的に関与することで、社会で求められる人材の育成に貢献することを促す観点から、学校法人等の設立を目的とする法人に対する寄附金について、事前に包括的な財務大臣指定を行うことで個別の審査なく全額損金算入が可能となる枠組みを設け、早期から寄附金の募集を可能とすることとしている。また、高度な研究人材への投資を促し、ハイレベルでオープンなイノベーションを促進する観点から、研究開発税制のオープンイノベーション型に新たな類型を創設することとしている。具体的には、新規高度人材割合¹⁷を前年度から3%以上増加させた場合、新規高度人材に係る人件費を対象に、20%の税額控除を可能とすることとしている。

(2) 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

ア グローバル・ミニマム課税への対応

経済のグローバル化やデジタル化に伴い、物理的な拠点なく事業を行う外国企業に対して市場国が適切な法人課税を行えないことや、各国が低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動きが活発化していることが問題となっており、OECD/G20の「BEP S包摂的枠組み」において議論が進められてきた。

令和3年10月、同枠組みにおいて、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際的な合意がまとめられた。この合意は、市場国への新たな課税権の配分(「第1の柱」とグローバル・ミニマム課税(「第2の柱」)の2つの柱から成る。「第1の柱」は物理的拠点(PE)がなくても、一定以上の売上高と利益を上げている多国籍企業に対して市場国が課税できるよう、その利益の一部を配分するもので、「PEなくして課税なし」という国際課税の大原則を転換するものである。「第2の柱」は、「15%以上」の世界共通の最低税率を新たに設定し、軽課税国にある企業の税負担の不足分を、その同一グループ関連企業の所在地国で追加課税するもので、実現すれば法人税率の引下げ競争の終息につながると考えられる。

令和5年度税制改正では、「第2の柱」の導入に向け、国際的な議論や諸外国の動向等を踏まえ、令和6年4月以後に開始する会計年度を対象として所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)¹⁸に係る法制化を行うこととしている。さらに、「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、類似の制度である外

¹⁶ 具体的には、企業間・産業間の労働移動の円滑化や在職者等のキャリアアップのための転職支援、労働者のリスクリング支援などを行うとした。

¹⁷ 新規高度人材の人件費/試験研究費のうち人件費。なお、新規高度人材とは、基礎・応用研究に従事する者のうち、①博士号を取得した者(取得から5年以内)、②他の事業者で10年以上専ら研究業務に従事した者(雇用から5年以内)のいずれかに該当する者をいう。

¹⁸ 子会社等が軽課税国にある場合、親会社所在地国が親会社に対して、子会社等の税負担が最低税率(15%)に至るまで、課税を行う制度。

国子会社合算税制¹⁹について、可能な範囲で見直しを行う²⁰こととしている。

なお、「第2の柱」に関する法制化のうち、軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profit Rule）²¹と国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）²²など、令和5年以降に実施細目が議論される見込みのものについては、国際的な議論を踏まえ、令和6年度税制改正以降の法制化を検討することとしている。また、「第1の柱」についても、令和5年前半までの多数国間条約の署名が目標とされており、今後策定される多数国間条約を基に、課税の在り方等について検討を行うこととしている。

イ 車体課税（エコカー減税）

自動車重量税におけるエコカー減税については、令和3年度税制改正において、自動車ユーザーの負担に配慮しつつ、燃費性能がより優れた自動車の普及を図る観点から見直しが行われた。具体的には、減免の基準を2020（令和2）年度燃費基準から2030（令和12）年度燃費基準に切り替え、クリーンディーゼル車については令和5年度以降ガソリン車と同等に扱うこととするなどの見直しを行った上で、適用期限が令和5年4月末までに延長された。

図表4 自動車重量税のエコカー減税の見直し（乗用車）（案）

車種	減免区分	現行 (R3. 5. 1～R5. 4. 30)	据置期間 (R5. 5. 1～R5. 12. 31)	基準切上げ（～2年目） (R6. 1. 1～R7. 4. 30)	基準切上げ（3年目） (R7. 5. 1～R8. 4. 30)
EV・FCV・PHV・CNG	2回免税	達成度要件なし	→		
	2回免税	2030基準120%達成～	→		
ガソリン車・LPG車・ディーゼル車	免税	2030基準 90%達成～	→		
	▲50%軽減	2030基準 75%達成～	→		
	▲25%軽減	2030基準 60%達成～	→		
	本則税率		→		
				2030基準125%達成～	2030基準100%達成～
				2030基準 80%達成～	2030基準 90%達成～
				2030基準 70%達成～	2030基準 80%達成～
					2030基準 75%達成～

（注1）EV・FCV・PHV・CNGとは、それぞれ電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車を指す。2030基準とは2030年度燃費基準を指す。ガソリン車・LPG車・ディーゼル車の減免対象は、一定の排ガス基準を満たす2020年度基準達成車に限る。

（注2）バス・トラックについても、乗用車に準じた見直しを行う。

（注3）エコカー減税の基準の切上げに伴い、エコカー減税の適用対象車と同等の燃費性能を有する一定の自動車に適用される本則税率の適用範囲も見直しを行う。

（注4）クリーンディーゼル車に対する現行の取扱い（2020年度燃費基準達成：免税）も2023年（令和5年）末まで延長。

（出所）財務省資料より作成

令和5年度税制改正では、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行制度を令和5年12月末まで維持することとした。その上で、令和6年1月からは、政府目標²³と整合的な形に見直し、電動車の一層の普及促進を図る観点から、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げなが

¹⁹ 内国法人等が実質的活動を伴わない外国子会社等を利用する等により、税負担の軽減・回避する行為に対処するため、外国子会社等がペーパー・カンパニー等である場合又は経済活動基準のいずれかを満たさない場合には、外国子会社等の所得に相当する金額について、内国法人等の所得とみなし、合算して課税する制度。

²⁰ 具体的には、特定外国関係会社の適用免除要件である租税負担割合の閾値を30%から27%に引き下げるとともに、確定申告時における書類の添付義務の緩和等を行うこととしている。

²¹ 親会社等が軽課税国にある場合、子会社所在地国が子会社に対して、親会社等の税負担が最低税率（15%）に至るまで、課税を行う制度。

²² 自国に所在する事業体全体の実効税率が最低税率（15%）未満の場合に、他国において上乗せ課税されるのを防ぐために課税を行う制度。

²³ 「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、2030年までに乗用車新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割にすること、2035年までに乗用車新車販売に占める電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の割合を100%にすることを目指すとされている。

ら、現行制度を維持する期間を含めて適用期限を合計3年間延長することとしている(図表4)。その際、令和7年5月の引上げ時には激変緩和措置²⁴を講ずることとしている。なお、クリーンディーゼル車の取扱いも、令和5年12月末までは現行制度を維持し、令和6年1月以降ガソリン車と同等に扱うこととしている。

(3) 地域における活力と安全・安心な暮らしの創造

ア 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設

酒税については、清酒やビール等の7品目について、対象品目ごとの製造規模に応じた軽減税率を適用する措置が講じられており、令和5年3月末が適用期限となっている。

令和5年度税制改正では、地域性などを踏まえた多様な酒類の製造などに積極的に取り組み、酒類業の健全な発達に寄与する中小事業者を支援する観点から、税務署長の承認を受けた酒類製造者が製造する酒類について、製造規模に応じて酒税を軽減する措置を新たに講ずることとしている。なお、現行措置は期限の到来をもって廃止し、併せて新たな措置への移行に伴う激変緩和措置²⁵を講ずることとしている。

イ 特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し

現行制度では、災害等により一定の資産について損害を受けた場合等は、一定の金額の雑損控除を受けることができ、その年分の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後3年間繰り越して控除が可能である。この繰越控除期間については、東日本大震災時に5年間の繰越しが認められた²⁶ことや、法人税における災害損失欠損金の繰越控除期間が10年間であることなどから、控除期間の延長を検討すべきとの声もあった。

令和5年度税制改正では、災害による著しい被害への不安を解消する観点から、特定非常災害法上の特定非常災害²⁷による損失に係る雑損失及び純損失²⁸の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長することとしている。

(4) 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し

ア 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

我が国の所得税は、原則として総合課税による超過累進税率が適用されるため、本来は高所得者ほど税負担率が高くなる(国・地方合わせて最大55%)。一方で、金融所得の多くは分離課税で一律の税率(同20%)が適用されることや、実態として、高所得者層ほど所得に占める金融所得等の割合が高いことから、合計所得金額1億円を境に、高所

²⁴ 自動車重量税については、エコカー減税の対象外となる場合、本則税率よりも高い当分の間税率が適用されるが、3年目に制度の対象外となる2030年度燃費基準75～80%達成車については、激変緩和のため1年間に限り本則税率の適用対象とする。

²⁵ 新制度への移行により税負担が増える酒類製造者は、現行制度の軽減割合に一定の割合を乗じた軽減割合を適用可能(令和5～8年度:100%、令和9年度:90%、令和10年度:80%)。ただし、令和6年度以後は、事業計画書を提出し、特例の適用を受けるための承認が必要となる。

²⁶ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)

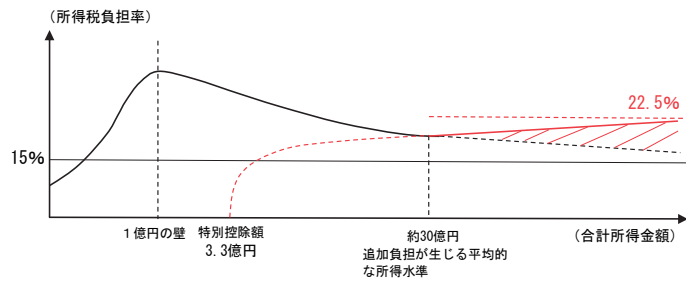
²⁷ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条の規定により、政令によって指定される。

²⁸ 純損失とは、不動産所得、事業所得、譲渡所得及び山林所得の損失の合計額のうち、損益通算をしてもなお控除しきれない金額をいう。

得者層ほど税負担率が低下するという「1億円の壁」と呼ばれる現象が生じている。

令和5年度税制改正では、税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を導入することとしている。具体的には、基準

図表5 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化（案）



（出所）財務省資料より作成

所得金額²⁹から特別控除額3.3億円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、納めるべき所得税の金額を超過した場合に、その超過した差額を追加的に申告納税することとしている（図表5）。本税制は令和7年分以降の所得税から適用することとしている。

イ 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

贈与税は、生前贈与による相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっている。実際、多くの者にとっては贈与税の税率の方が高いため、生前贈与は一定程度抑制されてきた。一方で、相当に高額な相続財産を保有する富裕層にとっては、分割して生前贈与することで相続税の累進負担を回避することが可能であり、税負担回避を防止する効果が限定的であると指摘されてきた。また、高齢化等に伴い、相続による資産の世代間移転がより高齢期にシフトしていることから、資産を早期に移転し、有効活用することを通じて、経済の活性化を図ることも求められている。

平成15年度税制改正において、資産移転の時期に対する課税の中立性を確保し、生前贈与による資産の移転の円滑化を促すことを目的として、暦年課税との選択制で相続時精算課税制度³⁰が創設された。しかし、同制度の選択後は、少額の贈与であっても申告が必要となるため、申告や記録管理に係る新たな事務負担が発生することになる。また、同制度の下で受贈した財産は贈与時の時価で計算されるため、価額の下落により相続税の負担が重くなるおそれがあることも指摘されていた。これらの問題点に加え、富裕層にとっては暦年課税による分割贈与の利点が大きいことなどもあり、現状、相続時精算課税制度の利用は広がっていない³¹。

令和5年度税制改正では、こうした課題に対応し、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築を更に進める観点から、以下の改正を行うこととしている。

（ア）相続時精算課税制度の使い勝手向上

相続時精算課税制度については、暦年課税との選択制は維持しつつ、制度の使い勝手を向上させることとしている。具体的には、申告等に係る事務負担を軽減する等の観点

²⁹ 株式の譲渡所得や土地・建物の譲渡所得、給与・事業所得、その他の各種所得を合算した所得金額。

³⁰ 特定の贈与者からの贈与により取得した財産に対して、贈与時に相続時精算課税制度に係る贈与税を支払い、その特定の贈与者の相続開始時に、相続時精算課税制度に係る贈与により取得した財産と相続又は遺贈による取得した財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払った相続時精算課税制度に係る贈与税に相当する金額を控除することにより、贈与税・相続税を通じた納税を行う制度。相続時精算課税は暦年課税との選択制となっており、一度、相続時精算課税制度を選択した場合、当該贈与者との間で再び暦年課税制度に変更することはできない。

³¹ 令和2年の贈与税課税人数402,536人のうち、相続時精算課税の課税人数は39,823人と約1割にとどまる。

から、相続時精算課税制度においても、暦年課税の基礎控除と同水準である110万円まで課税しないとする措置を新たに講ずることとしている。この措置は令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用することとしている。

また、相続時精算課税制度の下で受贈した財産であっても、土地・建物について、令和6年1月1日以後に発生した災害により一定以上の被害を受けた場合には、例外的に相続税の課税価格を再計算する措置を新たに講ずることとしている。

(イ) 暦年課税における相続前贈与の加算

暦年課税についても、資産移転の時期に対する中立性を高める観点から、相続開始前贈与の加算期間³²を現行の3年から7年に延長することとしている。また、過去の贈与に係る記録・管理等の事務負担軽減の観点から、延長した4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは相

図表6 贈与税と相続税の関係（改正案）

相続時精算課税（暦年課税との選択制）	暦年課税
<p>○贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付。（累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税） ※毎年110万円まで課税しない（暦年課税の基礎控除とは別途措置）。</p>	<p>○暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。 ※基礎控除110万円。</p>
<p>○相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）。 ※財産の評価は贈与時点の時価で固定（土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は、相続時に再計算）。</p>	<p>○相続時には、死亡前7年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除）。 ※今回の改正によって延長される4年間に受けた贈与については、総額100万円まで相続財産に加算しない。</p>

（出所）財務省資料より作成

続財産に加算しないこととしている。この措置は令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用することとしている。

(ウ) 贈与税の非課税措置

教育資金の一括贈与や結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置等については、個別の政策目的に加え、家計資産をより早期に若年世代へ移転することで、経済を活性化させるという観点から設けられてきた。一方で、これらの非課税措置については、格差の固定化防止等の観点から見直しが必要であると指摘されていた³³。

令和5年度税制改正では、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、近年利用件数が減少していることや、資産を多く保有する者による利用が多い等の状況から、節税的な利用につながらないように見直した上で、適用期限を3年間延長することとした。具体的には、教育資金以外に使用した分や使い残し分に贈与税が課される際の税率を特例税率³⁴ではなく本則税率とすること、契約期間中に贈与者が死亡した際に当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計が5億円を超える場合、受贈者の年齢等にかかわらず残高を相続財産に加算することとしている。また、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、結婚・子育て資金以外に使用した分や使い残し

³² 相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始前の一定期間以内に被相続人から贈与を受けていた財産（特定贈与財産を除く）に限り、その贈与財産の価額（贈与時の価額）を相続税の課税価格に加算される。

³³ 自由民主党・公明党「令和4年度税制改正大綱」（令和3年12月10日）において、「経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある」としている。

³⁴ 18歳以上の者が直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産に係る贈与税については、累進性が低い特例税率が適用される。

分に贈与税が課される際の税率を特例税率ではなく本則税率とする見直しを行った上で、適用期限を2年間延長することとしている。

なお、両措置については、次の適用期限の到来時には、利用件数や利用実態を踏まえ、制度の在り方について改めて検討することとしている。

(5) 円滑・適正な納税のための環境整備

ア 適格請求書等保存方式の円滑な実施に向けた所要の措置

消費税の複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が令和5年10月から導入されることとなっている。しかし、現行制度からの切替えに事務負担などが発生することから、中小企業者の実務を踏まえた負担軽減措置を求める声があった。また、インボイス制度が導入されると、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除が認められなくなることから、取引の中間段階に位置する免税事業者が取引から排除されるおそれがあることや、そうした状況から免税事業者の多くが課税事業者への転換を迫られ、新たな税負担や事務負担が生じる可能性があるといった懸念から、制度の延期や廃止を求める声も上がっていた。

令和5年度税制改正では、インボイス制度への円滑な移行のため、これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を、売上税額の2割に軽減する措置を3年間講ずることとしている。これにより、納税額の激変緩和や、簡易課税制度の適用を受ける場合に比べて更に事務負担が軽減されるなどの効果が見込まれている。また、インボイス制度定着までの実務に配慮する観点から、前々年又は前々事業年度における課税売上高が1億円以下³⁵の事業者が行う1万円未満の課税仕入れについては、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策を講ずることとしている。さらに、1万円未満の少額な値引き等については返還インボイス³⁶の交付義務を免除する措置も講ずることとしている。

イ 電子帳簿等保存制度の見直し

電子帳簿保存法³⁷では、電磁的記録による保存は「電子帳簿等保存制度」、「スキャナ保存制度」、「電子取引に係るデータ保存制度」の3種類に区分されており、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点と、改ざんなどの行為を防止する観点から、保存方法等についてそれぞれ一定の要件が設けられている。

令和3年度税制改正では、経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するための改正が行われた。しかし、この改正のうち、電子取引に係るデータの出力書面による保存の廃止（電子保存義務化）については、令和4年度税制改正において、対応が困難な事業者の実情に配慮し、令和5年12月31日までの2年間は出力書面による保存を可能とする宥恕（ゆうじょ）措置が設けられていた。

³⁵ 前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下の場合も特例の対象となる。

³⁶ 対価の返還等の内容等が記載された書類。売上の返還等を行った場合に適格請求書発行事業者に交付義務が課される。

³⁷ 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）

令和5年度税制改正では、現行の宥恕措置は適用期限の到来をもって廃止し、新たな猶予措置を講ずることとしている。具体的には、システム対応が間に合わなかったことにつき相当の理由がある事業者については、従前行われていた出力書面の保存に加え、データのダウンロードの求めに応じることができる状態としておけば、検索機能の確保の要件³⁸等を不要として、そのデータの保存を可能とすることとしている。また、他者から受領した電子データとの同一性が確保された電磁的記録の保存を推進する観点から、改ざん防止の要件（タイムスタンプ等）などは維持しつつ、検索機能の確保の要件については緩和することとした。

その他にも、スキャナ保存制度については、制度の利用促進を図る観点から、更なる要件の緩和措置を講ずることとし、電子帳簿等保存制度については、信頼性の高い電子帳簿への更なる移行を目指す観点から、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の対象帳簿（所得税・法人税）の範囲を合理化・明確化することとしている。

（6）その他

中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制について所要の見直しを行った上で、中小企業者等に係る軽減税率の特例とともに、適用期限を2年間延長することとしている。そのほか、高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ、申告手続の簡素化や申告・納付手続の一体化等を見直しなどを行うこととしている。

以上が令和5年度税制改正の主な内容である。令和5年度税制改正（内国税関係）による増減収額は、初年度（令和5年度）90億円、平年度10億円の減収と見込まれている。

3. 今後の課題

（1）NISA制度に関する課題

NISA制度については、始めるタイミングや世代に左右されずに長期的な視点での資産形成を促す観点から恒久化を求める声や、令和2年度改正の新NISAの仕組みが複雑で分かりにくいとの声が金融業界などから上がっていた。

今回の改正は、投資上限額の大幅な拡充に加えて、これらの声にも応える内容となったため、金融業界を中心に高い評価³⁹を受けているが、一方で、以下の課題も存在する。

ア 生涯非課税限度額の水準

今回の改正では、生涯非課税限度額（総枠）が1,800万円とされたが、この金額となった明確な理由は示されていない⁴⁰。金融広報中央委員会の「家計の金融行動に関する世論

³⁸ 「取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先（記録項目）を検索の条件として設定可能とすること」、「日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定可能とすること」、「2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定可能とする」という要件を充足した検索機能を確保する必要がある。

³⁹ 日本証券業協会、投資信託協会及び全国証券取引所協議会は「令和5年度税制改正に関する証券関係三団体談話」（令4.12.16）において「制度導入から8年を経て、時限措置であるNISA制度が恒久化されるとともに、このような抜本的拡充が図られたことは、我が国の税制上画期的なことであり、極めて高く評価されるべきものである」と述べている。

⁴⁰ 与党税制調査会では、1,500万円とする案が固まっていたが岸田総理の意向で1,800万円に引き上げられたと

調査「令和3年調査結果」(図表7)によれば、金融資産保有額の平均値は単身世帯全体で1,062万円、二人以上世帯全体で1,563万円であり、さらに、資産形成を終え、資産の取り崩し時期である世帯主が70歳代の世帯の平均値については、単身世帯で1,786万円、二人以上世帯で2,209万円である。この平均値からは、一人当たり総枠1,800万円と

図表7 年代別金融資産保有額

(単位:万円)

単身世帯			二人以上世帯		
世帯主の年齢	平均値	中央値	世帯主の年齢	平均値	中央値
全体	1,062	100	全体	1,563	450
20歳代	179	20	20歳代	212	63
30歳代	606	56	30歳代	752	238
40歳代	818	92	40歳代	916	300
50歳代	1,067	130	50歳代	1,386	400
60歳代	1,860	460	60歳代	2,427	810
70歳代	1,786	800	70歳代	2,209	1,000

(出所)金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査 令和3年調査結果」金融資産保有額(金融資産を保有していない世帯を含む)を基に作成

いう水準は必要十分であるようにも思える。しかし、同調査における中央値について見ると、単身世帯全体で100万円、二人以上世帯全体で450万円であり、世帯主が70歳代の世帯でも単身世帯で800万円、二人以上世帯で1,000万円との結果が出ている。つまり、一人当たり1,800万円という総枠は、現状では少なくとも半数以上の国民がその半分も利用できない過大な水準であり、十分に活用できる層は限られる。公平性の観点から問題のある制度となっていないか、改正後の制度の利用状況等を十分に注視していく必要があるだろう。

ただし、NISA制度については、ライフプランなどを基に長期的な視点で利用することが想定されているものである。一度引き上げた総枠を引き下げるとなると、制度への信頼や安定性を損なうおそれがある。そうした点も踏まえれば、総枠については、制度の利用状況等を踏まえながら段階的に引き上げるなど、より慎重に進める対応も考えられたのではないだろうか。

イ 安定的な資産形成と企業への成長投資の両立

今回の改正における成長投資枠は、一般NISAの機能を引き継ぎ、企業の成長投資につながる家計から資本市場への資金の流れを一層強力に後押しする観点から設けられている。つみたて投資枠は、積立・分散投資に適した一定の要件を満たす投資信託等のみを対象としているが、成長投資枠では、個別企業の上場株式や、つみたて投資枠の対象とならない投資信託への投資も可能⁴¹となっている。

しかし、一般的に個別企業の上場株式は、様々な企業に分散投資されている投資信託と比べて値動きが大きく、リスクが高くなる傾向がある。さらに、つみたて投資枠の対象となる投資信託のように、長期保有することでリターンが得られやすいというものではなく、投資対象の企業に対する知識を深めた上で、売買のタイミングや保有期間を適切に判断する必要があることから、中上級者向けの投資とされている。

つみたて投資枠を用いた長期の積立投資によって堅実に利益を積み重ねたととしても、成長投資枠を用いたリスクの高い投資によって資産を毀損しては、安定的な資産形成にはつながらない。企業への成長投資の後押しという観点によって、安定的な資産形成が阻害されることのないよう、改正後のNISA制度の利用状況や損益の発生状況等につ

の報道もある(『朝日新聞』(令4.12.17))。

⁴¹ ただし、現行の一般NISAよりも対象範囲を限定している。具体的には、①整理・監理銘柄、②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型投資信託等については除外することとされている。

いて分析を行い、成長投資枠の対象商品などについて見直していく必要があるだろう⁴²。

ウ NISA制度に関連する課題

(ア) 金融所得課税の強化

金融所得課税については、いわゆる「1億円の壁」が、格差拡大につながるとして問題視されてきたが、令和3年9月の自由民主党総裁選で、岸田総理を含む複数の候補者が金融所得課税の強化を掲げたことにより改めて注目を集めた。最終的に、令和4年度税制改正には金融所得課税の強化は盛り込まれなかったが、自由民主党・公明党「令和4年度税制改正大綱」(令和3年12月10日)には、「税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う」と明記された。このことから、令和5年度税制改正では、NISA制度の拡充を行いつつ、一方で金融所得課税の強化を行うことで、格差是正を進めるのではないかとの見方もあった。

しかし、令和5年度税制改正では、税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化(2.(4)ア)の措置が講じられるにとどまった。この措置では合計所得金額がおおむね30億円以上の超富裕層200~300人程度が対象となると見られ⁴³、富裕層のボリューム層である所得額1~5億円の層には影響がない。そのため、「1億円の壁」の解消はおろか格差是正の効果も極めて限定的なものと考えられる。

上記の改正による影響や、NISA制度の拡充による影響なども踏まえた上で、格差是正に向けた更なる取組が求められる。

(イ) 国内企業への投資促進

資産所得倍増プランでは、「家計の資金が企業の成長投資の原資となれば、企業の成長が促進され、企業価値が向上する。企業価値が拡大すれば、家計の金融資産所得は更に拡大し、「成長と分配の好循環」が実現する」としており、そのための柱の一つとして、NISA制度の拡充・恒久化などを行うとしている。

しかし、NISA制度は対象を国内企業に限定しているわけではないため、制度を拡充しても、国内企業への成長期待が高まらなければ、より成長期待が高い海外企業に資金が流れる可能性がある。この点について、令和5年度税制改正では、研究開発税制の見直しなど、国内企業の国際競争力向上に向けた措置を講ずることとしている。

国内企業の成長を促し、国内企業を国民にとって有望な投資先としていくため、上記のような税制措置も含めた総合的な取組が求められる。

(2) 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置に関する課題

政府は、現下の安全保障環境を踏まえ防衛力を抜本的に強化することとし、防衛力整備

⁴² 令和5年度与党税制改正大綱においても、成長投資枠について「今後、制度の利用状況等を踏まえつつ、家計の安定的な資産形成に資するものとなっているかどうかなど、その政策効果について定期的な検証をすることが必要不可欠である」としている。

⁴³ 『毎日新聞』(令4.12.17)等

計画（令和4年12月16日国家安全保障会議決定、閣議決定）を策定した。令和5年度から9年度までの5年間における同計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は43兆円程度とされ、その財源については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金⁴⁴の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずるとした。

この税制措置について、令和5年度の両税制改正大綱では、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度においては1兆円強を確保することとしている。具体的には、法人税及び所得税及びたばこ税に関する措置を講ずることとしている。まず、法人税については、法人税額に対して税率4～4.5%の新たな付加税を課しつつ、中小法人に配慮し、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとしている。所得税については、所得税額に対して当分の間税率1%の付加税を課しつつ、現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長することとしている。たばこ税については、1本当たり3円相当の引上げを段階的に実施することとしている。これらの措置については、具体的な施行時期は明記されず、令和6年以降の適切な時期に実施することとされている。

法人税の付加税については、対象となるのは全法人の6%弱である⁴⁵とされており、大企業の負担が大きいとの指摘もある。また、岸田内閣総理大臣は「個人の所得税の負担が増加するような措置は行わない」と明言⁴⁶していたが、復興特別所得税の課税期間を延長することにより、長期的には個人所得課税の負担が増加するとの指摘もなされている。

実施時期や税収規模等の具体的な内容については、今後、与党を中心に検討が進められるものと考えられる。しかし、今回の決定までの一連の動きについては、やや唐突であり、国民不在のまま進められたとの指摘も多い。今後の検討については、開かれた場で議論を行い、丁寧に説明していくことが求められているのではないだろうか。

4. おわりに

令和5年度税制改正では、新しい資本主義の実現に向けた措置のほか、贈与税における相続時精算課税制度及び暦年課税の見直しや、超富裕層に対する課税の適正化など、長年の課題に対応するための改正も行われた。暦年課税の見直しは加算期間の延長幅が4年という小幅な改正であり、超富裕層に対する課税の適正化についても対象が限定的であるなど、必ずしも十分な内容とは言えないが、長年議論されてきた重要課題の解決に取り組む姿勢が見られたことは評価されるべきだろう。今回の改正を足掛かりとして、あるべき税制の実現に向けて更なる見直しを進めていくことが期待される。

(いとう つかさ)

⁴⁴ 税外収入等を防衛力の整備に計画的・安定的に充てるため設ける資金で、令和5年度に財源確保法（仮称）により創設することとしている。

⁴⁵ 首相官邸ウェブサイト「岸田内閣総理大臣記者会見」（令4.12.16<https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/1216kaiken.html>（令5.1.6最終アクセス）

⁴⁶ 首相官邸ウェブサイト「政府与党政策懇談会」（令4.12.8<https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/act ions/202212/08yoto_kondankai.html>（令5.1.6最終アクセス）